

平成31年度 浦幌町住宅リフォーム補助事業のご案内

町民の皆様が安心して暮らすための居住環境の整備促進と定住人口の確保、地域経済の活性化の一環として、今年度も4月1日から開始されましたのでご案内いたします。

◆補助対象期間：2020年3月31日 完成分



事業の概要

◆補助金額

○住宅リフォームに要した費用の20%(補助金の上限額は50万円)

※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※補助金額の20%は、ハマナス商品券で交付します。

◆補助対象者

○浦幌町の住民基本台帳に登録されている方又は、浦幌町住宅リフォーム補助事業の工事完了届の提出時まで本町に転入し居住する予定である方。

○リフォーム工事を行う住宅の所有者であり、かつ、当該住宅に現に居住している方又は居住予定の方。

○リフォーム工事を行う住宅の所有者以外で、当該住宅に現に居住している方、又は居住予定の方であり、かつ、当該住宅の所有者から住宅の使用及びリフォーム工事実施に係る承諾を受けた方。(ただし、当該住宅が賃貸借契約に係る場合は除く)

○浦幌町定住住宅取得補助金交付要綱に基づく補助金を受けた場合は、居住後1年以上の方

○対象者と同一世帯全員が町税、その他町に対する債務の履行を遅滞していないこと。

◆補助対象住宅

○補助の対象となる住宅は、浦幌町内の住宅とし、同一住宅について1回限りとする。ただし、住宅の所有者が変更となった場合は、この限りでない。

○1棟の建物について、構造上及び利用上の両面において、独立して生活を営むことができる区画された部分について、所有者が異なる場合は、それぞれを補助の対象住宅とする。

◆補助対象となる工事

- 補助金の交付決定前に着手していないリフォーム工事。
- 町内建設業者(浦幌町住宅リフォーム補助事業資格登録済業者)が行うリフォーム工事。

○次に掲げる工事で、工事費が50万円以上のもの。

1. 住宅の増築工事・改築工事
 2. 住宅の修繕工事のうち次に掲げるもの
 - 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強 ●壁紙の貼り替え工事
 - 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕 ●間口部等を設ける工事
 - 塗装工事 ●住宅のかさ上げ又は床を高くする工事
 - 給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事
 - 外壁、屋根等の防火性能を高める工事 ●建具の取替え等工事
 - 間取りの変更等の模様替えを行う工事
 - 台所、浴室、便所の改修工事 ●断熱、気密改修又は遮音工事
- ★ 対象例 : ユニットバス・流し台・給湯器取替、エアコン設置
トイレ水洗化、内部樹脂サッシ取付、屋根葺き替え

◆対象とならない工事及び費用

- 新築工事 ●外構に係る庭、門、塀等の工事
- 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品(照明、ガスコンロ、家具、ストーブ、カーテン、置き敷きじゅうたん等)の設置に要した費用
- その他の奨励金、助成金、補助金等の交付を受けた工事に要した費用

○当該年度の3月31日までに工事完了届を提出できること。

◆交付申請に必要な書類

- 住宅の所有者が明らかとなる書類(登記事項証明書・固定資産税通知書等)
- 工事施工同意書(所有者が複数の場合)
- 申請者の同意書
- 工事請負契約書と工事見積書(対象工事のみ)の写し
- 付近見取図・工事箇所図面
- 施工前状況写真

詳しくは、施設課 建築住宅係 (TEL:576-2139) までお問い合わせください。